

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2022年11月14日(月)

## 今週のことば

### 「COCOA」の機能停止

国が運用するコロナ接触確認アプリ「COCOA」は機能を停止することから、利用者は今月17日から順次配信される機能停止版にアップデートして停止手続を行う。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/14(月) 赤口

15(火) 先勝 七五三、所得税の予定納税額の減額申請期限

16(水) 友引 二の酉

17(木) 先負 米大リーグ・MVP発表

18(金) 仏滅 APEC首脳会議(バンコク)

19(土) 大安

20(日) 赤口 サッカーW杯・カタール大会(～12月18日)

## 先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

11/7(月)	27,528 △328	147.51 △0.37
8(火)	27,872 △344	146.72 △0.79
9(水)	27,716 ▼156	145.50 △1.22
10(木)	27,446 ▼270	146.30 ▼0.80
11(金)	28,264 △818	141.18 △5.12

## 年末調整を実施する際のポイント

年末調整の時期が近づいてきました。なお、扶養控除等申告書などへの押印は不要となっています。

### ◆ 年末調整のポイント

◎年末調整の対象者……原則として「扶養控除等申告書」を提出し、年末まで勤務している方が対象となりますが、給与総額が2千万円を超える方などは対象外です。なお、給与以外の所得があるなどで確定申告をする方でも、対象者は年末調整を行います。

◎年末調整の対象となる給与……1～12月までに支払うことが確定した給与です。年の途中で就職した方が前勤務先から給与を受けていた場合は、その給与を含めて年末調整をします。なお、従業員に支給した休業手当も含めます(国から労働者に直接給付される新型コロナ休業支援金は含めません)。

◎扶養控除等(異動)申告書……この申告書で扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を確認するため、控除対象扶養親族の数などに異動がある場合は異動申告が行われているかを確認します。

◎基礎控除申告書……合計所得金額2500万円以下の方が基礎控除を受ける場合は提出が必要です。

◎配偶者控除等申告書……合計所得金額1千万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の方が配偶者控除又は配偶者特別控除を受ける場合に記載します。

◎所得金額調整控除申告書……給与収入850万円超で、要件(23歳未満の扶養親族がいる等)を満たす方が所得金額調整控除を受ける場合に記載します。

◎保険料控除申告書……生命保険料や地震保険料などを支払った方は証明書を添付等して提出します。

■この記事の詳細は、情報BOX201544

## 月60時間超の残業に対する割増賃金率

法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える時間外労働の割増賃金については、平成22年4月に施行された改正労働基準法により月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%以上に引上げられましたが、中小企業への適用は猶予されており25%以上に据え置かれています。

この猶予期間が来年3月で終了し、4月以降は中小企業でも月60時間超の時間外労働に対して50%以上で計算した割増賃金を支払わなければなりません。そのため、労働環境の見直しや就業規則の変更など、早めに対応する必要があります。

なお、引上げ分(25%)の割増賃金の支払に代えて有給休暇を付与することもできます。

## 来年の裁判員候補者に通知が届きます

国民が刑事裁判に参加する「裁判員制度」により、11万人超の方が裁判員を経験しています。

裁判員制度では、1年ごとに裁判員になる可能性がある方を登録した候補者名簿を作成し、その中から事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれることとなりますが、令和5年の裁判員候補者名簿に登録された方には裁判所から今月17日頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。

なお、辞退事由がある場合などは同封の調査票を提出します。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和4年分の年末調整のポイント

年末調整とは、源泉徴収された税額の年間の合計額と、年税額を一致させる精算の手続です。この精算の手続をするためには、「扶養控除等申告書」のほか、「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」、「保険料控除申告書」、「住宅借入金等特別控除申告書」を勤務先に提出する必要があります。

### ◆年末調整の対象者

年末調整の対象者は、「扶養控除等申告書」を提出しており、1年を通じて勤務している人や、年途中で就職し年末まで勤務している人（青色事業専従者も含む）です。ただし、1年間の給与総額が2,000万円を超える人や、災害減免法の規定によりその年の給与に対する所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人は除きます。

### ◆年末調整の対象となる給与

年末調整の対象となる給与は、その年の1月1日から12月31日までの間に支払うことが確定した給与です（未払いがある場合でも対象）。

なお、年途中で入社した人が、入社前に別の会社で給与を受け取っていた場合は、その給与を含めて年末調整を行う必要があるため、前の会社から交付を受けた源泉徴収票などで確認します。

### ◆扶養控除等（異動）申告書

原則として、その年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに勤務先（2か所以上から給与の支払を受けている人は、主たる給与の支払を受けている勤務先）に提出することになっており、年途中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合には、その都度異動申告をします。

年末調整においては、この申告書の情報から扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を確認することとなるため、まだ申告書を提出していない場合や、控除対象扶養親族等に異動があって「異動申告書」を提出していない場合は提出するようにします。

なお、控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定します。

### ◆基礎控除申告書

基礎控除は合計所得金額が2,500万円以下である場合が対象となり、合計所得金額が2,400万円以下の場合は48万円の控除、2,400万円を超える場合は控除額が逡減（2,450万円以下は32万円、2,500万円以下は16万円）します。

年末調整において適用を受ける場合は、基礎控除申告書を提出します。

### ◆配偶者控除等申告書

配偶者控除は、合計所得金額が1,000万円以下で、本人と生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合が対象となり、本人の合計所得金額に応じて38万円（配偶者が70歳以上の場合は48万円）を限度に控除が受けられます。また、配偶者特別控除は、合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合が対象となり、本人と配偶者の合計所得金額に応じて38万円を限度に控除が受けられます。

年末調整において適用を受ける場合は、配偶者控除等申告書を提出します。

### ◆所得金額調整控除申告書

所得金額調整控除は、年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超える方で、①本人が特別障害者である、②23歳未満の扶養親族を有する、③特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する、のいずれかに該当する場合に、給与収入から850万円を控除した金額の10%（15万円が限度）を控除します。なお、同一世帯である夫婦の両方が給与収入850万円を超えており、年齢23歳未満の扶養親族がいる場合、夫婦の両方が控除の適用を受けることができます。

年末調整において適用を受ける場合は、所得金額調整控除申告書を提出します。

### ◆保険料控除申告書

生命保険料や地震保険料については保険料控除申告書に基づいて控除の適用を受けます。また、社会保険料や小規模企業共済等掛金のうち、毎月の給与から差し引かれていない保険料等で、本人が直接支払った保険料等についても、保険料控除申告書に基づいて控除の適用を受けます。

保険料控除申告書を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

### ◆住宅借入金等特別控除申告書

住宅借入金等特別控除は、住宅借入金等の年末残高に応じて、一定額を税額から差し引くことができる控除です。初年分は確定申告により適用を受ける必要がありますが、2年目以降は年末調整の際に適用を受けることができますので、住宅借入金等特別控除申告書を提出します。